

**令和２年度「若者等就職・定着総合応援事業（就職困難者向け）」
業務委託に関する質疑と回答**

番号	質 疑	回 答
1	就職支援の実施に当たり、ハローワークの助成金制度を利用することは可能か。	訓練生の就職先の企業が、支給要件を満たす助成金等の制度を利用することについては問題ない。
2	座学終了後の自社実地訓練期間が終了後、実地訓練に参加されなかった訓練生から自社実地訓練の希望があり実施した場合は訓練期間として含まれるか。 また、座学終了後の実地訓練を外部機関で実施した訓練生から、追加で自社での実地訓練の希望があり実施した場合は訓練期間として含まれるかどうか。	<p>どちらの場合も、訓練生に必要な訓練と判断されるのであれば、訓練期間に含むことは可能。</p> <p>事業対象期間については、基本的には訓練を2ヶ月、就職・定着支援を1.5～2ヶ月の3.5～4ヶ月程度（インターンシップ期間を含む）としているが、委託上限額の範囲内であれば、対象期間の延長は可能。</p> <p>訓練効果を高めるためであれば、座学及び実地訓練において、訓練時間や期間の変更、マッチングの追加等については柔軟に対応いただきたい。</p>